5　特定徴収金の収納の特例
㈠　機構が行う、法人の事業税その他の地方税等のうち一定の方法で納付又は納入されるもの（以下「特定徴収金」という。）の収納の事務の細目を定めることとした。（第五七条の五の二関係）
㈡　特定徴収金について、その対象となる税目を定めることとした。（第五七条の五の二関係）
㈢　機構が特定金融機関等に特定徴収金の収納の事務の一部を委託した場合における当該収納の事務の細目を定めることとした。（第五七条の五の三関係）
二　国家公務員退職手当法施行令等の一部改正関係
機構の設立に伴い、次に掲げる政令の規定において、機構を追加することとした。
1　国家公務員退職手当法施行令第九条の二及び第九条の四
2　国家公務員共済組合法施行令第四三条第一項及び第二項
3　地方公務員等共済組合法施行令第三九条及び第四三条第七項
4　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令本則
5　独立行政法人等登記令別表
6　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令本則
7　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第一条
8　職員の退職管理に関する政令第二条
三　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第一六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正関係
法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される地方法人特別税について、機構が収納の事務を行う特定徴収金の税目の対象とすることとした。（第八条の二関係）
四　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（総務省）
1　道府県たばこ税及び市町村たばこ税
㈠　加熱式たばこの課税標準の算定に用いる紙巻たばこの一本の金額に相当する金額について、所要の規定の整備を行うこととした。（第三九条の九の二及び第五三条の二関係）
㈡　加熱式たばこの課税方式に係る改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第三九条の九の二及び第五三条の二関係）
2　この政令は、一部の規定を除き、平成三四年一〇月一日から施行することとした。

◇道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一二八号）（国土交通省）
一　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係
橋、トンネルその他の道路を構成する施設又は工作物の改築、一般国道の修繕その他の道路の改築又は修繕に関する国の負担又は補助の割合の特例を定めることとした。（第一条及び第二条関係）
二　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正関係
橋、トンネルその他の都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕その他の道府県道又は市町村道の修繕に関する国の補助の割合の特例を定めることとした。（第一条関係）
三　道路法施行令の一部改正関係
橋、トンネルその他の道道又は道の区域内の市町村道を構成する施設又は工作物の改築その他の道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する国の補助の割合の特例を定めることとした。（第三四条の二の三関係）
四　国土交通省組織令の一部改正関係
国土交通省道路局路政課が道路法施行令又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令に基づく道路の指定に関する事務を所掌する期限を平成四〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一六条関係）
五　施行期日
この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（経済産業省）
1　適用期間の延長
東日本大震災復興緊急保証に係る普通保険等の付保限度額の別枠化等の措置を講ずる中小企業信用保険法の特例のうち、特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を、平成三一年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）
2　施行期日
この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（農林水産省）
1　東日本大震災により被害を受けた者に対する水産加工業施設改良資金の貸付けの特例の適用期間を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（第五条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三一号）（財務省）
一　所得税法施行令の一部改正関係
1　恒久的施設の範囲について、次の見直しを行うこととした。（所得税法施行令第一条の二関係）
㈠　恒久的施設とされる支店等の範囲を、支店等、天然資源を採取する場所その他事業を行う一定の場所に見直す。
㈡　恒久的施設とされる長期建設工事現場等について、二以上に分割して契約された場合における期間要件の判定方法等を定める。
㈢　非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」という。）が一定の活動を行う場所（当該活動を含む。）は、当該活動がその事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合には、一定の要件の下、恒久的施設とされる支店等及び長期建設工事現場等に含まれないものとする。
㈣　恒久的施設とされる代理人の範囲を、国内において非居住者等に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約の締結等をする者（当該者の活動が当該非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合における当該者及び独立代理人（専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者を除く。）を除く。）に見直す。
2　寡婦（寡夫）に該当するかどうかの判定におけるその者と生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の要件を四八万円以下に引き上げることとした。（所得税法施行令第一一条、第一一条の二及び第二〇五条関係）
3　個人が氏名又は住所の変更に係る非課税貯蓄に関する異動申告書を提出する際に提示しなければならない本人確認書類の範囲に、その者の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写し等を加えることとした。（所得税法施行令第四三条関係）
4　配当等とみなす金額について、対価の交付が省略されたと認められる組織再編成の範囲及び株主等が交付を受けたものとみなされる株式の価額の細目を定めることとした。（所得税法施行令第六一条関係）
5　無対価合併、無対価分割型分割又は特定無対価株式交換が行われた場合における株主等が有する株式等の取得価額の計算方法の細目等を定めることとした。（所得税法施行令第一二条、第一一三条及び第一六七条の七関係）
6　給与所得者の特定支出の控除の特例の対象となる特定支出の範囲について、次の措置を講ずることとした。（所得税法施行令第一六七条の三～第一六七条の五関係）
㈠　勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行に通常要する支出を定める。
㈡　単身赴任者の帰宅旅費について、一月に四往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費及び有料の道路の料金を加える。